

G I G Aスクール構想の実現に向けた計画

(1) ICT活用計画及び達成状況を踏まえたフォローアップ計画

各年度におけるICT活用の目標値及びその達成状況を踏まえたフォローアップの内容について記載する。

○各年度におけるICT活用目標

■ICT活用について

<2019年度> (状況)

- ・一人一台未整備の段階において、各小中学校では週1回程度活用

<2020年度> (目標)

- ・一人一台未整備の段階において、小学校低学年では週1回以上活用
- ・一人一台未整備の段階において、小学校中学年では週3回以上活用
- ・一人一台未整備の段階において、小学校高学年および中学校全学年では1日1回以上活用
- ・WEB会議システム (Microsoft Teams) を用いた他校との同時双方向遠隔オンライン授業を実施

<2021年度> (目標)

- ・一人一台整備の段階において、小学校低学年では週3回以上活用
- ・一人一台整備の段階において、小学校中学年では1日1回以上活用
- ・一人一台整備の段階において、小学校高学年および中学校全学年では1日2回以上活用
- ・WEB会議システム (Microsoft Teams) を用いた他校との同時双方向遠隔オンライン授業を実施

<2022年度> (目標)

- ・一人一台整備の段階において、小学校低学年では1日1回以上活用
- ・一人一台整備の段階において、小学校中学年では1日2回以上活用
- ・一人一台整備の段階において、小学校高学年および中学校全学年では1日3回以上活用
- ・WEB会議システム (Microsoft Teams) を用いた他校との同時双方向遠隔オンライン授業を実施

■臨時休校や分散登校期間中等におけるICTを活用したオンラインによる学習支援

- ・Microsoft Teams (Web会議システム) を利用した朝の会を実施
- ・学校ホームページに専用ページを設け、学習用動画と課題を配信
- ・学習支援ソフト等を用いて課題の配信・回収・レビューを実施
- ・感染症による休校時等においては一日3単位時間を目安に、Microsoft Teams (Web会議システム) を利用し、同時双方向の遠隔・オンライン教育を実施
- ・1人1台未整備の段階においては家庭の端末の利用を基本とし、1人1台整備後は整備を行った端末を利用

○指導体制の強化や働き方改革 (校務の効率化) への対応

- ・ICT支援員を2020年度から2022年度まで4校に2人の予定で配置し、授業支援、校務支援、環境整備、校内研修等のサポートを行う。

- ・教員一人一人の授業におけるICT活用の状況（成果）とその授業実践例、指導案、教材等をデータベースとして蓄積・共有し、ICTを効果的に活用した授業が日常的に実践できるよう支援体制の充実に取り組み、教員の授業準備や授業負担の軽減を図る。
- ・学籍管理、出席管理、指導要録作成などを行う校務支援システムを導入することで、教員の校務上の業務負担の軽減を図る。

○達成状況を踏まえたフォローアップ

- ・各年度終了後、各学校の活用状況を取りまとめて公表するとともに、目標未達成の学校については、ICT活用に関する研修を実施。
- ・各年度の教員のICT活用指導力調査の結果を踏まえて、教員を対象とした情報モラル教育やICTを活用した授業に関する研修を実施し、教員のICT活用指導力の向上に努める。また、ICTの操作等が苦手な教員に対しては、授業での手軽な活用例を紹介し、実践することで授業改善を図る。

(2) 通信ネットワーク環境整備計画

1人1台環境で支障なくICTを活用した学習活動を行うことができる高速大容量の通信ネットワーク環境の整備計画について記載する。

※校内LAN整備計画又はLTE等の活用計画を想定。

○校内LAN整備計画

- ・令和元年度までに全普通教室及び特別教室、体育館に1Gbps対応の校内LAN環境を整備済。
- ・令和2年度に1人1台端末環境に耐えうる環境整備として「公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金」を活用し、令和2年度中に10Gbpsの校内LAN環境を整備予定。

○LTE等活用計画

—

(3) 学習者用コンピュータ配備計画

一般財源（地方財政措置の活用を含む）又は端末補助事業により整備する、1人1台学習者用コンピュータの配備計画について記載する。

○対象児童生徒数及び必要整備台数

- ・対象児童生徒数：合計1,510人
(小1：173人、小2：151人、小3：177人、小4：187人、小5：155人、小6：196人
中1：156人、中2：151人、中3：164人)
※令和2年5月1日現在の児童生徒数
- ・必要整備台数：合計1,587台
※令和元年度整備済台数600台（地方財政措置算定分）と令和2年度整備予定台数987台（公立学校情報機器整備事業措置算定分）を足した数。
※対象児童生徒数1,510人を超過する台数は予備機として各学校に配分する。

○各年度の整備計画

	令和元年度 (実績)	令和2年度 (計画)	令和3年度 (計画)	令和4年度 (計画)	令和5年度 (計画)
整備台数(台)	600	987	0	0	0
うち補助事業分	—	987	0	0	0
うち新規分		987	0	0	0
うち更新分		0	0	0	0
学年等別台数 (台)	小1	66	103		
	小2	66	118		
	小3	67	123		
	小4	67	102		
	小5	67	131		
	小6	67	117		
	中1	66	99		
	中2	67	108		
	中3	67	86		
	うち、特別支援学級分	25	62		
予備	77	0			

※「うち補助事業分」は、地方財政措置算定分（児童生徒3人に1台）を超える、児童生徒1人1台分（児童生徒3人に2台）の学習者用コンピュータの新規整備又は更新の分とする。

○1台あたり児童生徒数

累計整備台数	600	1,587		
うち自主財源・地方財政措置分	600	600		
1台あたり児童生徒数	2.47	0.95		
自主財源・地方財政措置分1台あたり児童生徒数	2.47	2.52		

(4) 広域・大規模での共同調達実施計画

端末の整備に当たって、都道府県単位又は複数市町村等による共同調達を行う場合にはその概要を記載する。

※ 共同調達には、知見の少ない自治体でも容易に整備が可能となることや大量調達となり価格等の交渉力が高まる、教員の異動時の負担軽減などの利点があることから、可能な限り都道府県単位での共同調達を行うことを推奨。

※ 国が提示したモデル例を参考に各学校での ICT 活用を想定して独自に仕様書を作成し、安価で簡便な調達と持続可能な学校 ICT 環境の運用を実現すること。

○共同調達の実施の有無

実施予定なし

○共同調達の実施概要

—

(5) 計画の取扱い等に関する事項

本計画の位置付けや公表などの取扱いについて記載する。

- ・本計画を、将来的に自治体が策定予定の「学校教育情報化推進計画」(※)の一部として活用する。
- ・本計画は、総合教育会議や教育委員会会議等に諮った上で、自治体のホームページ等で公表する。

※ 学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第47号）第9条において、国が定める「学校教育情報化推進計画」に基づき、「都道府県（市町村）は、(略)その都道府県（市町村）の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない。」とされている。